

環境・造園系専門職大学院認証評価事業基本規程

平成 24 年 3 月 3 日 制定

平成 30 年 6 月 30 日 改定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人日本造園学会（以下、学会という）の定款第 4 条に基づき環境・造園系専門職大学院の認証評価事業を行うために必要な事項を定めたものである。

(付帯業務)

第 2 条 学会は、前条の認証評価事業に付帯して、評価を適切に行うための環境・造園系専門職大学院に関する情報収集と調査研究、評価依頼された環境・造園系専門職大学院（以下、「受審校」という）に対する自己点検評価項目の通知や説明会の実施、環境・造園に資する人材の養成教育に関する調査研究等付帯業務を行う。

(組織)

第 3 条 認証評価事業及びその付帯業務は、学会内に設置される専門職大学院認証評価総務委員会、専門職大学院認証評価審査委員会及び専門職大学院認証評価提訴審議委員会が、これを行うものとする。

2 所定の手続に基づき、専門職大学院認証評価審査委員会によって作成された評価報告書（案）は、公益社団法人日本造園学会理事会（以下、「理事会」という）が審議の上、評価報告書として確定し公表される。

(守秘義務)

第 4 条 前条に定める委員会及び理事会の構成員は、認証評価事業及びその付帯業務の遂行により取得した受審校及びその関係者に関する秘密の情報について、守秘義務を負う。但し、本規程に定める認証評価事業の実施・公表のために必要がある場合を除く。

第 2 章 専門職大学院認証評価総務委員会

(目的)

第 5 条 専門職大学院認証評価総務委員会（以下、「総務委員会」という）は、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項の決定を行うほか、以下の認証評価事業の実施に関する事項を決定、実施する。

(1) 評価実施要項・評価手続等、評価の実施に関する事項その他認証評価事業及びその付帯業務の実施に関する事項

- (2) 受審校との認証評価委託契約等、認証評価事業及びその付帯業務に関する契約締結に関する事項
- (3) 評価員の研修に関する事項
- (4) 認証評価事業及びその付帯業務についての諸事項で、他委員会の所掌に属さず、かつ、(1)(2)に当たらないもの。

(構成)

第6条 総務委員会は、9名の委員をもって構成する。委員のうち3名程度が環境・造園教育に従事する大学または大学院専任教員、3名程度が施工、計画設計デザイン等に関連した実務に従事する環境・造園系技術者、3名程度が行政または教育学、造園学、環境論等に関連する有識者とするを原則とする。

(総務委員会委員の選任)

第7条 総務委員会委員は、理事会が選任する。

(任期)

第8条 総務委員会委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 欠員を補うために選任された総務委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総務委員長)

第9条 総務委員長は、総務委員会委員の互選により定める。

(総務委員会の開催)

第10条 通常総務委員会は、原則として毎年1回定期に開催する。

- 2 総務委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 臨時総務委員会は、次の各号に掲げる事由の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会または総務委員長が必要と認めたとき。
 - (2) 委員現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第11条 総務委員会は、総務委員長が招集する。

(定足数)

第12条 総務委員会は、委員会委員現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第 13 条 総務委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した総務委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは総務委員長の決するところによる。

(書面表決)

第 14 条 やむを得ない理由のため総務委員会に出席できない総務委員会委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その総務委員会委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 15 条 総務委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(総務委員会運営内規)

第 16 条 総務委員会は、その運営に関して、別途、運営内規を設ける。

第 3 章 専門職大学院認証評価審査委員会

(目的)

第 17 条 専門職大学院認証評価審査委員会（以下、「審査委員会」という）は、以下の事項を実施する。

- (1) 評価報告書（案）を作成すること。
- (2) 評価員を選任し、または解任すること。
- (3) 受審校ごとに評価員から成る評価チームを編成すること。
- (4) 総務委員会と協議して評価スケジュールを決定すること。

(構成)

第 18 条 審査委員会は、4 名程度の委員をもって構成する。委員のうち 2 名程度が環境・造園教育に従事する大学または大学院専任教員、1 名程度が施工、計画設計デザイン等に関連した実務に従事する環境・造園系技術者、1 名程度が行政または教育学、造園学、環境論等に関連する有識者とするを原則とする。

(審査委員会委員の選任)

第 19 条 審査委員会委員は、理事会が選任する。

(任期)

第 20 条 審査委員会委員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された審査委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員長及び副審査委員長)

第 21 条 審査委員会には、審査委員長 1 名と副審査委員長 1 名を置く。審査委員長及び副審査委員長は、審査委員会委員の互選により定める。

(審査委員会の開催)

第 22 条 審査委員会は、必要に応じて開催する。

2 審査委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(招集)

第 23 条 審査委員会は、審査委員長が招集する。

(議長)

第 24 条 審査委員会の議長は、審査委員長が務めるものとする。審査委員長が欠けるときは、副審査委員長がこれに当たる。

(議決)

第 25 条 審査委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した審査委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

2 審査委員会委員は、その所属もしくは利害関係を有する受審校に関する議事に参加できない。

(議事録)

第 26 条 審査委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(秘密会)

第 27 条 審査委員会は、出席した審査委員会委員の過半数の同意があれば、これを秘密会とすることができる。この場合には、前条の議事録は作成を要しない。

(審査委員会運営内規)

第 28 条 審査委員会はその運営に関して、別途、運営内規を設ける。

第 4 章 評価員

(目的)

第 29 条 受審校の自己評価報告書その他の資料を調査し、現地調査を行い、調査報告書(一次及び二次)を作成する等の職務を行うため、評価員を置く。

(評価員)

第 30 条 評価員は審査委員会により選任されるものとし、審査委員会委員との兼任を妨げない。

(評価員名簿)

第 31 条 審査委員会は評価員名簿を作成し、氏名、所属、連絡先を登載する。

(評価チームの構成)

第 32 条 評価チームは、受審校ごとに審査委員会が編成することとし、第 29 条に定める評価員 3 名で成るものとする。なお、評価チームは、環境・造園教育に従事する大学または大学院専任教員及び行政または施工、計画設計デザイン等に関連した実務に従事する環境・造園系技術者で構成する。

2 受審校の規模により、前項の評価員数は増加することがある。

3 以下に示す受審校に所属もしくは利害関係を有する者等は、当該受審校の評価チームの評価員となることは出来ない。

①受審校の卒業生

②受審校に専任、または兼任として在職（就任予定含む）し、あるいは 5 年以内に在職していた場合

③受審校に役員として在職（就任予定を含む）し、あるいは 5 年以内に在職していた場合

④受審校の教育研究または経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定含む）、あるいは 5 年以内に参画していた場合

⑤その他、学会で不適正と認める者

(権限)

第 33 条 評価チームは、受審校の自己評価報告書その他の資料から調査報告書（一次）を作成し、その後、現地調査を行い、評価についての調査結果及び意見を記載した調査報告書（二次）を作成し、審査委員会へ提出する。

(主査・副査)

第 34 条 評価チーム 3 名のうち、1 名を主査とし、2 名を副査とする。

(主査・副査の権限)

第 35 条 主査は、評価チームを統率するとともに、調査報告書（一次及び二次）を取りまとめる。

2 副査は、主査を補佐し、主査に事故あるときはこれに代わって主査の職務を行う。

(評価員の義務)

第 36 条 評価員は、原則として、総務委員会が行う評価員研修に参加しなければならない

ものとする。

(任期・辞任・解任)

第37条 評価員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 評価員がこれを辞する場合には、審査委員会宛てに文書で理由を付して届け出ることとする。
- 3 審査委員会は、評価員が、心身の故障により十分な評価活動ができないと認める場合及び評価員としての品位を欠く行いがあると認める場合には、これを解任できるものとする。

第5章 専門職大学院認証評価提訴審議委員会

(目的)

第38条 評価報告書の内容に対し、受審校から不服申し立てがなされた場合にその提訴内容を審査するため、専門職大学院認証評価提訴審議委員会（以下、「提訴審議委員会」という）を設ける。

(権限)

第39条 提訴審議委員会は、受審校から出された提訴内容について、その不服事由の妥当性について審議し、提訴審議の結果を理事会に報告する。

(構成)

第40条 提訴審議委員会は、5名の提訴審議委員会委員をもって構成する。提訴審議委員会委員のうち、3名は環境・造園教育に従事する大学院専任教員、2名は学会の理事あるいは監事とすることを原則とする。

(提訴審議委員会委員の選任)

第41条 提訴審議委員会委員は、理事会が選任する。

- 2 理事会は、予め複数名の予備提訴審議委員会委員を選任する。
- 3 提訴審議の対象となる受審校に所属もしくは利害関係を有する者は、当該受審校の提訴審議に加わることは出来ない。この場合、受審校の提訴審議については、提訴審議委員長が予備提訴審議委員会委員の中から指名した者が、提訴審議委員会委員となる。

(任期)

第42条 提訴審議委員会委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 欠員を補うために選任された提訴審議委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(提訴審議委員会の開催)

第 43 条 評価報告書に対し、受審校から不服申し立ての提訴があった場合は、理事会から提訴審議委員会に付託され、提訴審議委員会が開催される。

2 提訴審議委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(提訴審議委員長)

第 44 条 提訴審議委員会委員の互選により、提訴審議委員長1名を定める。

(招集)

第 45 条 提訴審議委員会は、提訴審議委員長が招集する。

(議長)

第 46 条 提訴審議委員会の議長は、提訴審議委員長がこれを行う。

(議決)

第 47 条 提訴審議委員会の議決は、出席し議事に参加した提訴審議委員会委員全員の一致による。

(秘密会)

第 48 条 提訴審議委員会の議事については、原則として秘密とする。但し、必要に応じて議事要旨を作成する。

(提訴審議報告書の作成)

第 49 条 提訴審議委員会は、議事の結果について提訴審議報告書を作成し、学会理事会に提出するものとする。

(提訴審議委員会運営内規)

第 50 条 提訴審議委員会は、その運営に関して、別途、運営内規を設ける。

第 6 章 認証評価事務局

(目的)

第 51 条 認証評価事業に係る事務を処理するため、認証評価事務局を設置する。

(構成)

第 52 条 認証評価事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置く。

(任命)

第 53 条 事務局長及び事務局員は理事会が任命する。

(事務局員)

第 54 条 事務局員は無給を原則とするが、必要に応じて有給の職員も置くものとする。

2 有給職員を含む事務局員は、実務者及び研究者を中心とし、それら以外の事務担当者も含むものとする。

3 有給職員は、常勤または非常勤とする。

第 7 章 事業会計

(総則)

第 55 条 認証評価事業会計は、学会の一般会計と区分する。

(評価手数料等)

第 56 条 総務委員会は、評価に関して受審校から徴収する評価手数料等を決定する。

(事業報告)

第 57 条 各委員会は、毎事業年度の始めから 2 か月以内に、前事業年度に係る事業報告書を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

(事業年度)

第 58 条 評価事業の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 その他

(認証評価の受託)

第 59 条 学会は、環境・造園系専門職大学院から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該環境・造園系専門職大学院の認証評価を行うものとする。

(認証評価に関する諸規則)

第 60 条 認証評価に関する手続、評価報告書の確定・公表、及び評価報告書に対する受審校からの不服申し立て手続に関する事項については、総務委員会がその取り扱いに関する規則を別途定める。

(その他必要な事項)

第 61 条 本規程に定めるもののほか、認証評価事業に関し必要な事項は、理事会の授権にもとづいて、総務委員会において、別に定める。

(改正)

第 62 条 本規程の改正は、総務委員会の発議に基づき理事会において行う。

附 則

本規程は、平成 24 年 3 月 3 日を制定日とし、当学会が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日を施行日とする。